

### ◆滞在地・転出先での不在者投票◆

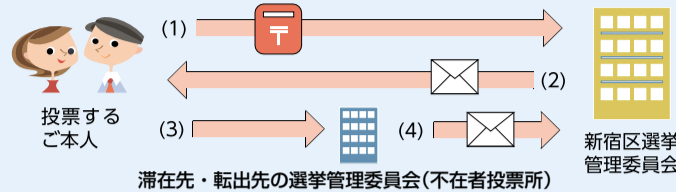
長期の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会

で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、6月21日(金)～7月6日(土)です。投票用紙等の請求・送付は郵便で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票所の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。特に、滞在先の区市町村が選挙期間中でない場合、投票可能な期間・時間は、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(土日を除く6月21日(金)から7月5日(金)の午前8時30分から午後5時まで)です。必ず、事前に滞在先の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。
(2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月20日(木)以降に(21日以降の到着分は、受付が済み次第)、「投票用紙の送付先」に記載された住所あて、レターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
(3) 滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で投票してください。

(4) 投票用紙等は、滞在先・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月7日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書
私は令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
令和6年〇月×日
1 氏名(ふりがな) 2 生年月日
3 新宿区での住所 4 投票用紙の送付先住所
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

【投票用紙等請求書の送り先】 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区選挙管理委員会あて
請求書はこちらからダウンロードできます。
二次元コード

### ◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月3日(水)まで(※)に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、区選挙管理委員会のホームページをご覧ください。



二次元コード

#### 郵便等による不在者投票ができる方

Table with 3 columns: 手帳の種類等, 内容, 等級等. Rows include 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, and 介護保険被保険者証.

※請求期限(7月3日(水))を過ぎてからは、今回の東京都知事選挙の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

### ◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問合せください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

Table listing designated hospitals and nursing homes in Shinjuku, such as 慶應義塾大学病院, 大久保病院, etc.

### ◆選挙公報を配布します◆

6月25日(火)ころから6月29日(土)ころまでに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでも選挙公報がご覧になれます。公開は6月22日(土)ころの予定です。



二次元コード

### ◆候補者の情報◆

- 候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。
(1) 選挙管理委員会が提供するもの
(2) 各候補者が選挙運動として利用できるもの

### ◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方
介護保険の「要介護」の認定を受けている方
介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方

### ◆選挙管理委員会公式X(旧ツイッター)◆

新宿区選挙管理委員会公式X(旧ツイッター)では、今回の東京都知事選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。
アカウント名:@shinjuku\_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL: https://twitter.com/shinjuku\_senkan



二次元コード